

文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱

29 文資環第 414 号 平成 29 年 7 月 14 日 区長決定

(設置)

第1条 文京区における生物多様性の理解を深め、その重要性を共有し、地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する文京区生物多様性地域戦略（以下「戦略」という。）に関して検討するため、文京区生物多様性地域戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 文京区における生物多様性に関する現状の分析及び把握並びに課題の抽出に関すること。
- (2) 戰略の内容に関すること。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員 14 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 公募区民 5 人以内
- (3) 区内関係団体の推薦による者 6 人以内
- (4) 区内事業者の代表 1 人

2 前項第 2 号に規定する公募区民の委員は、別に定める文京区生物多様性地域戦略協議会公募委員募集要領により募集する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内の日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、公募区民の委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、学識経験者の中から委員の互選によって選出し、協議会を統括する。
- 3 副会長は、学識経験者の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聞くことができる。
- 6 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、教育推進部長及び施設管理部施設管理課長の職にある者とする。
- 3 幹事は、協議会に出席し、その意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。